船舶インシデント調査報告書

令和３年４月２８日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和２年８月９日　２０時００分ごろ
発生場所	熊本県天草市牛島北東方沖 砂月港出の串防波堤灯台から真方位０９２°１.０海里付近 （概位　北緯３２°１０.７′　東経１３０°０３.３′）
インシデントの概要	プレジャーボートTAIKOHⅡは、漂泊して流し釣りを行っていたところ、養殖いけす設置予定地に圧流され、絡索して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和２年９月２日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート　TAIKOHⅡ、５.０トン ２９３－４１５８３熊本、神奈川トヨタ商事株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　南東、風力　３、視界　良好 海象：波高　約１.０ｍ 日没時刻：１９時１０分ごろ 天草市には、８月９日１６時１６分に強風注意報が発表され、本インシデント時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長が１人で乗り組み、友人２人を乗せ、漂泊中、流し釣りを行っていたところ、養殖いけす設置予定地（以下「本件設置予定地」という。）に圧流され、本件設置予定地を示すロープ（以下「本件ロープ」という。）がプロペラと舵の間に挟まって運航不能となった。 船長は、本インシデントの発生を所属のマリーナに連絡し、翌日に同マリーナが手配した船舶により、友人２人と共に救助されて天草市牛深港に到着した。 本船は、潜水士による作業が行われたが本件ロープから引き出すことができず、その後、風波により、本件ロープから外れて船体が行方不明となり、本インシデントの４日後に牛深港東方沖で沈没しているところを地元の漁師により発見された。 船長は、本件設置予定地の存在を知らなかったが、本件設置予定地を示す標識灯がレーダーに映っていたことを本インシデント後に気付いた。
分析	本船は、船長が本件設置予定地の存在を知らず、漂泊して流し釣りを行っていたことから、本件設置予定地に圧流されて本件ロープがプ

	ロペラと舵の間に挟まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、船長が本件設置予定地を知らず、漂泊して流し釣りを行っていたため、本件設置予定地に圧流されて本件ロープがプロペラと舵の間に挟まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に地元漁業協同組合から情報を収集するなどして、航行予定海域の養殖施設等の設置状況を調査すること。 ・釣りに集中せず、レーダー等を活用して見張りを行うこと。